

奈良県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があつた。

平成二十九年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		旧	新	
岩田ペインク リニツク内科	北葛城郡王寺町 王寺二丁目六番 四号 クレール 吉田三階	横山クリニツク	岩田ペインクリ ニツク内科	平成二十九 年四月一日